

令和3年度 文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

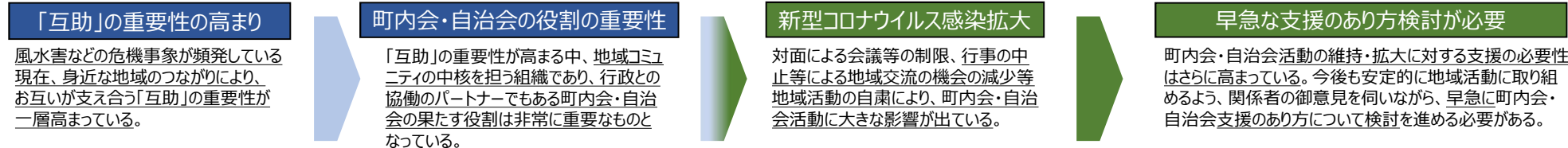
町内会・自治会への支援の考え方について

資料 町内会・自治会への支援の考え方について

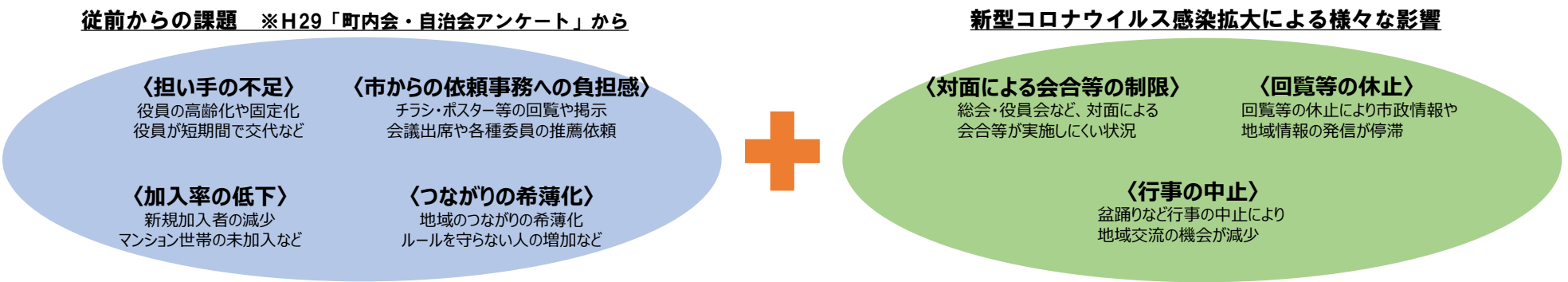
市 民 文 化 局

(令和3年4月22日)

1 背景・目的



2 町内会・自治会を取り巻く環境と課題



3 町内会・自治会に関する本市施策の方向性

「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」（H27.4.1施行）

条例の目的（第1条）

地域社会において重要な役割を担う町内会・自治会の活動の活性化を図り、暮らしやすい地域社会の構築に寄与する。

基本理念（第3条）

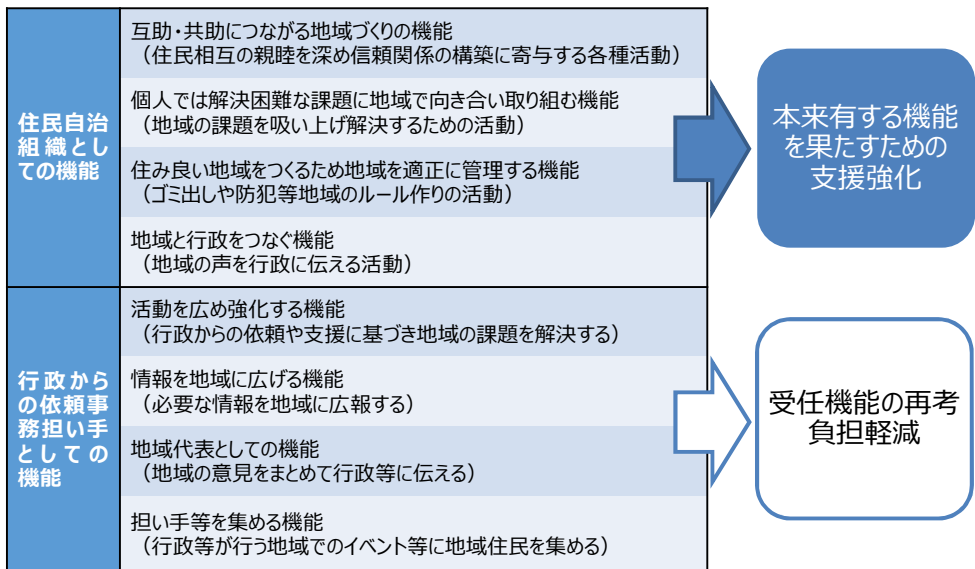
- ① 地域住民の交流を促進することにより地域住民が相互に協力しながら、自主的に町内会・自治会の活動が行われるようにすること。
- ② 町内会・自治会の活動が行われるに当たっては、地域住民の多様な価値観及び自主性が最大限に尊重されなければならないこと。

市の責務（第4条）

- ① 自発的な町内会・自治会への加入や自主的な設立を促進するための支援
- ② 町内会・自治会への理解と関心を深め、参加を促進する広報・啓発その他支援
- ③ 施策推進に当たっては、町内会・自治会の意見を勘案して行うものとする。
- ④ 市から町内会・自治会に協力を依頼する場合は負担が過重にならないよう配慮
- ⑤ 災害の発生に備えた町内会・自治会との連携・協力

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（H31.3策定）

これまでである面では行政都合であった関係性を見直し、真のパートナーシップを築き、多様な主体との連携を進め、町内会・自治会が10年後も住民自治活動に自律的かつ活発に取り組んでいることを目指す。



4 本市における支援の取組の現状

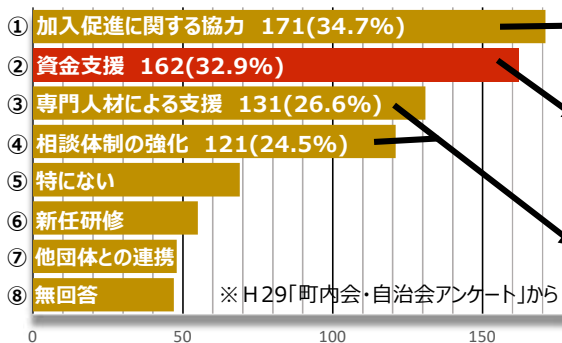
継続的な支援の取組（主なもの）		R 2以降の新たな取組	
<p>加入促進</p> <p>①町内会・自治会の加入勧誘ツールとして、川崎フロンターレと連携したチラシを作成</p> <p>②加入促進等に関する不動産関係団体との協定に基づく不動産店舗での広報</p> <p>③加入希望者と町内会・自治会を繋ぐため、区役所窓口にて「加入連絡票」を配布</p> <p>④「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」へのコミュニティ条項の追加</p> <p>⑤「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の冊子」で加入の呼びかけ</p>		<p>加入促進</p> <p>①加入率が最も低い20～30代の若年世代に向けた新たな啓発リーフレットのデザイン制作</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「町内会・自治会活動への参加」をテーマに、絵本スタイルでわかりやすく発信 <p>②地域総合情報誌を活用した継続的な加入啓発広報の掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会活動の紹介により、身近な存在として周知し加入の意義を伝える。 	
<p>負担軽減</p> <p>①町内会・自治会への依頼ガイドラインに基づく庁内ルールの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧・掲示の依頼基準を定めるとともに、案件の集約と依頼の一元化を実施 ・ 会議への委員就任の依頼基準を定めるとともに、案件の集約と依頼の一元化を実施 		<p>負担軽減</p> <p>①本市が回覧・掲示を依頼する市広報物(チラシ等)一括配送業務の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「町内会・自治会への依頼ガイドライン」に基づく取組として、各課から個別に郵送されていたチラシ等を集約し、月1回配送する一括配送業務を導入 ※ 感染症対策のため現在休止中 	
<p>活性化支援</p> <p>①ご近所SNS「マチマチ」との協定に基づくICTを活用した支援に向けた連携</p> <p>②「まちのひろば」創出職員プロジェクトチームによる町内会と協働した取組の実施</p> <p>③プロボノワーカーによる課題解決の支援（SNSの導入支援、大学生の参加促進等）</p>		<p>活性化支援</p> <p>①電子媒体活用促進業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対面による活動が困難な状況においても、電子媒体等の活用により活動が継続できるよう支援 ・ メールマガジンやLINEグループなどのデジタルツールの立ち上げ支援と、ZOOMやスマートフォン等デジタル機器の使い方講座の2コースを設けて試行的に実施 	

5 今後の支援の取組における課題

〈資金的側面からの課題〉	〈社会環境の変化等への対応〉	〈住民自治活動の自主性・多様性の尊重〉
<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染拡大の影響によるイベントの中止等により支出が減少していることから、直ちに町内会・自治会の運営が立ち行かなくなる状況にはない。 ● 一方、防犯・防災等の各種関係団体への会費や負担金、子ども会や老人会への補助金など、多くの固定経費がある状況を把握している。 ● 今後の社会環境の変化等により収入減が生じた際、防災・防犯・環境美化など、町内会・自治会の公益的な事業活動に係る経費が固定経費を維持するための調整弁になるとすれば、本市にとって非常に重要な課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 担い手不足や加入率の低下、つながりの希薄化など、従前からの課題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により感染対策との両立が求められており、活動の舵取りはさらに難しい状況となっている。 ● 住民同士をつなぐ町内会・自治会活動の停滞は、地域防災力の低下や、支援を必要とする住民の孤立化にもつながりかねない。 ● 町内会・自治会が、社会環境の変化等に適切に対応しながら、地域における親睦や信頼を深め、様々な地域課題の解決に取り組み、今後も住民自治活動に自立的かつ活発に取り組めることを目指した適切な支援策の構築が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本来有する住民自治組織としての機能を阻害しないよう、今後も行政依頼事務の負担軽減に向けて継続的に取り組む必要がある。 ● 住民自治組織としての機能に対しては、自主的・自立的な活動を前提とした災害時の「自助」、「共助」の取組や、地域包括ケアシステムにおける「自助」、「互助」の取組を進めていくための支援が必要である。 ● これまでの支援策は主に活動を側面から支えるものであり、今後の支援策についても住民自治活動の多様性を前提に、個々の町内会・自治会の取組状況を適切に把握しながら、個別支援の強化を検討していくことが課題である。

6 支援策の検討

「どのような支援が望ましいか」※H29「町内会・自治会アンケート」から



令和2年度から取組を拡充して対応（若年世代に向けた新たな啓発リーフレット等）

防犯カメラの設置補助など個別施策に基づく資金支援はあるが、**現状、町内会・自治会の住民自治活動を直接的に支援する制度はない。**

個々の町内会・自治会の状況とニーズの適切な把握によるさらなる取組の推進が必要

政令指定都市における町内会・自治会への補助制度等の実施状況

制度が ある 都市 9市	制度が ない 都市 11市 ※川崎市を含む
---------------------	---------------------------------

【補助金として実施している都市】
札幌市（住民組織助成金）、横浜市（地域活動推進費補助金）
さいたま市（自治会運営補助金）、京都市（地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度）
熊本市（町内自治振興補助金）

【報償費として実施している都市】
仙台市（町内会育成奨励金）、岡山市（自治振興報奨金）

【委託料として実施している都市】
千葉市（町内自治会事務委託料）、新潟市（自治会等事務委託）

7 新たな支援策の方向性

- 町内会・自治会が、今後も生じる様々な社会環境の変化等に適切に対応し、公益的な事業活動を安定的に維持・継続していくことができる支援策
- 住民自治活動の多様性を前提に、個性と自主性を尊重したうえで、今後も住民自治活動に自立的かつ活発に取り組めることを目指した個別支援の強化に向けた支援策



町内会・自治会活動を対象とした新たな補助制度を創設することで、町内会・自治会活動の維持・拡大を支援する。

8 新たな補助制度の考え方

(1) 補助の目的

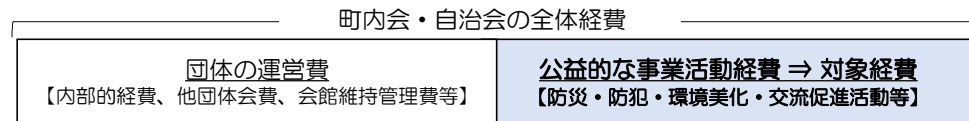
町内会・自治会が、地域住民が主体となって地域課題の解決等に取り組む活動や、町内会・自治会に対する地域住民の理解と関心を深め、様々な住民の参加とつながりを促進し、自発的な加入を促進する活動等に取り組むにあたり、必要な支援になることを目指す。

(2) 補助対象団体

- ①本市が住民組織調査で把握する町内会・自治会（現数：650団体）
- ②新たに住民組織調査票を受理した町内会・自治会

(3) 補助対象経費

補助対象団体が4月1日から翌年3月31日までの間に実施する公益的な事業活動に要した経費を対象とする。
※但し、初年度のみ要綱施行日以降とする。



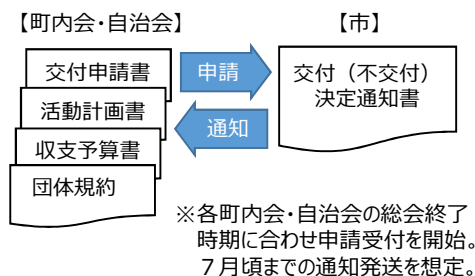
- 補助の目的、補助の適正性の確保、町内会・自治会側の負担を総合的に勘案し、対象となる経費を事業費に絞った補助金とすることで、公益的な事業活動の維持・継続を支援するとともに、新たな取組や課題解決等、活動の活性化に向けたモチベーションの喚起につながる効果が期待できる。

(4) 交付基準

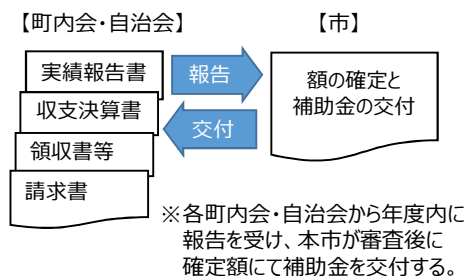
- ①町内会・自治会によって活動費の多寡が異なることから、定額制による補助は馴染まないと考えられ、補助対象経費の一定割合を交付の基準とすることにより、活動の維持・拡大を支援する。
- ②町内会・自治会の運営が加入世帯の会費で成り立っていることから、各町内会・自治会の加入世帯数に一定の金額を乗じた額を上限額として設定する。

(5) 交付手続き

- 交付申請・交付決定（7月頃までを想定）



- 事業報告・補助金交付（事業終了次第）



※補助対象経費の例

種別	主な補助対象品目(案)
地域防災活動	● 消耗品類（AEDのバット・バッテリー、メガホンの乾電池、発電機のカソリン等） ● 防災知識の研鑽のための書籍類 ● 災害時の備えとして防災倉庫等に保管する備蓄品類（食料、携帯トイレ、おむつ等）
地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動	● 防犯パトロールや通学路の見守り等に当たり調達する備品・消耗品類（防犯ベスト、懐中電灯、反射板、のぼり旗等）や活動経費（飲料代や啓発チラシの印刷費等） ● 本市補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ及び本市ガイドラインに準じて町内会・自治会が設置・運用する防犯カメラの維持管理費（共架料、電気料、保守管理費等）
地域の環境美化活動	● 区域内の道路・公園・河川等の除草や清掃、花植え等緑化活動に当たり調達する備品・消耗品類（ゴミ袋、土、苗、清掃用具等）や活動経費（飲料代やチラシの印刷費等） ● 廃棄物の減量・リサイクル・分別排出に関する活動に係る経費 ● 各町内会・自治会が集積場所に設置し管理するごみ箱やその他備品・消耗品類
地域住民の参加と交流を促進する活動	● 老人会・婦人会・子ども会・少年野球チーム等への活動費の補助 ● ラジオ体操・公園体操・運動会・スポーツ大会・文化祭・餅つき大会・盆踊り等、様々な住民の交流促進を目的とした催しの開催に係る経費 ● 居場所づくりや他団体（子ども食堂や学習支援に取り組む団体等）との交流促進
社会福祉活動	● 敬老祝賀会での記念品代・食事代 ● 一人暮らしの高齢者、子育て世代の父母、障害のある方などを、地域のつながりの中で見守り、支えていくための活動・交流の場づくりに関する経費
情報を共有するための活動	● 会報誌の発行に係る経費、ホームページの新設・更新・維持管理費 ● 回覧物の回付・掲示物の掲示に係る経費、掲示板の新設・更新・修繕費 ● 町内会・自治会館へのWi-Fi設置経費、デジタルツールの普及や立ち上げに係る経費等

※補助対象外経費の例

- ・国・地方公共団体等や本市の他制度にて資金支援を得られる経費
- ・町内会・自治会活動ではなく、区分所有法に基づく管理組合の活動である場合
- ・神社祭礼や祭事などの特定の宗教行事に関連する経費
- ・飲食費（賀詞交換会費を含む）、行事での来賓接待費
- ・慰安旅行等の経費、寄付金・募金・協賛金・他団体会費・交際費・祝金、積立金等

(6) これまでの説明経過と今後の想定スケジュール

